

福島県ハイテクプラザの研究活動に係る運営管理の責任体制

※ (1)
最高管理責任者
 (福島県ハイテクプラザ所長)

※ (2)
統括管理責任者
 (業務副所長)

監事
 (総務副所長)

内部監査部門

※ (3)
内部監査部門長
 (企画連携部長)

研究不正防止推進事務局

※ (4)
財務管理責任者
 (企画科長)

通報者

※ (7)
財務責任者・担当者

※ (5)
部局責任者
 (材料技術部長)

部局責任者
 (電子・機械技術部長)

部局責任者
 (会津若松技術支援センター所長)

部局責任者
 (南相馬技術支援センター所長)

※ (6)
研究管理責任者
 (金属・物性科長
 分析・化学科長
 繊維・高分子科長)

研究管理責任者
 (電子・情報科長
 機械・加工科長
 ロボット・制御科長)

研究管理責任者
 (醸造・食品科長
 産業工芸科長)

研究管理責任者
 (機械加工
 ロボット科長)

※ (8)
研究責任者・担当者

研究責任者・担当者

研究責任者・担当者

研究責任者・担当者

- ※ (1) 運営・管理についての最終責任を負う。
- ※ (2) 最高管理責任者を補佐し、全体を統括する実質的な責任と権限を持つ
- ※ (3) 会計書類等のチェック、管理運営体制の検証
- ※ (4) 運営における事務管理、支払い、相談窓口
不正使用に関する通報窓口
- ※ (5) 研究倫理推進責任者
運営・管理についての実質的な責任と権限をもつ
- ※ (6) 業務管理及び(5)の副責任者
- ※ (7) 物品納品検収、旅費、謝金の処理
- ※ (8) 研究の実施と経費の執行、物品購入、書類作成